

# 生徒指導部通信

令和3年度第3号

令和3年8月27日

文責 佐藤実和子

夏休みが明けて約2週間経ちますが、学校生活のリズムに戻ってきましたか？身体が夏休み前の学校生活に、まだ戻り切れていない人もいますが、気持ちを切り替えて日常を大切に過ごしていきましょう。

皆さんは「社会的迷惑行為」という言葉を知っていますか？「社会的迷惑行為」とは、自らの行動が周囲の人にどのような影響を及ぼすかを考えずに、思うがままに振る舞うことで、周りの人たちが不愉快な思いをしたり、実際に迷惑を被ったりしてしまうことを言います。



## ■ 優勝を懸けた練習と、欠けた配慮

「社会的迷惑行為」を、日常で起こりうることを例に挙げて考えてみましょう。

球技大会でクラス対抗バレーボールが行われることになり、放課後に町の体育館で、仲のいいクラスメイトと練習をすることにしました。バレーボールのネットを受付で借りるのが面倒で、ちょうど張ってあったバドミントンのネットを使い練習をしました。途中、親子連れが体育館をチラッと覗いて、残念そうに帰っていきましたが気にも留めませんでした。沢山汗を流したので、体育館の中でしっかり水分補給をして、少しお腹が空いたのでリュックに入っていたお菓子をみんなで食べ、時間いっぱいまで練習を重ねました。彼らは球技大会での優勝を確信し、帰路につきました。

……すると学校に一本の電話が入りました。町の体育館の管理人から、苦情の電話です。一体どんな内容だと思いますか？

まず一つ目は、体育館の中での飲食です。公共施設である体育館は、特定の場所以外での飲食が禁止されているところがほとんどです。運動をする場所と食事をする場所の線引き、そして何より公共施設を飲食によって汚してしまうことで、管理者に迷惑がかかってしまいます。えりも高校の体育館も、水分補給以外の飲食は禁止されています。

二つ目は、貸し出しの許可を得ていない物を勝手に使ったことです。公共の物に限らず、自分の所有物以外を使う場合は許可が必要になります。皆さんも自分の物を許可もなしに使われて、万が一にでも壊されたとしたら不愉快に思いますよね。

三つ目は、誰でも利用できる公共施設であるにも関わらず、場所を譲り合わずに独占していたことです。公共の施設は、子どもからお年寄りまで使うことのできるみんなの場所です。体育館のような公共施設に限らず、バスや電車などの公共交通機関やコンビニエンスストアでも、譲り合いの心・思いやる心を忘れてはなりません。

## ■ “人は他人に迷惑をかけない範囲で自由である”（福沢諭吉）

この言葉を聞いて皆さんはどう感じましたか？「他者に迷惑をかけない限り何をしてもよい」と捉える人もいるかもしれませんが、「他者に迷惑をかけない限り何をしてもよい」が真ならば、それは、単に皆さんがかけている迷惑に自分で気が付いていないだけです。

今回の通信では「社会的迷惑行為」について紹介しました。周りの人たちが不快に思う行動は学校生活の中でも起こります。授業中の私語はもちろんのこと、過度な男女交際もその一つです。学校をはじめ、公共施設で腕を組んで歩いたり、抱き合ったりする行為はどうでしょうか？客観的に見て「仲が良い」という範疇を超えていませんか？場所にはそれぞれ「何をやる場なのか」という目的があり、その中でも学校は“学びの場”です。今一度、自分の行動を振り返り、他者がどう感じるかを考えてみてください。皆さんの行動は先生方だけでなく、町民の方も見えています。今年度の生徒指導部が目標に掲げている「信頼される人間」を目指し、社会に通用する人間性を育み、自律して行動できるようにしていきましょう。